

# 日本ラテンアメリカ学会会則

1980年6月8日制定  
1994年6月11日一部改正  
1999年6月5日一部改正  
2000年6月3日一部改正  
2001年6月2日一部改正  
2007年6月2日一部改正  
2012年6月2日一部改正  
2014年6月7日一部改正  
2015年5月30日一部改正  
2016年6月4日一部改正  
2023年6月3日一部改正  
2025年6月14日一部改正

## 第1章 総 則

### 第1条（名称）

本会は、日本ラテンアメリカ学会（英語名Japan Association for Latin American Studies、西語名Asociación Japonesa de Estudios Latinoamericanos、葡語名Associação Japonesa de Estudos Latinoamericanos）と称する。

### 第1条の2（設立年月日）

本会の設立年月日は、1980年6月8日とする。

### 第2条（目的）

本会は、ラテンアメリカおよびその関連地域の自然・人文・社会についての学術研究および調査の推進をはかり、日本におけるラテンアメリカ研究の発展に寄与することを目的とする。

### 第3条（事業）

本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (一) ラテンアメリカおよびその関連地域の研究および調査。
- (二) 研究発表のための会合の開催。
- (三) 研究機関誌およびその他の刊行物の発行。
- (四) 内外の関係研究機関との学術交流。
- (五) 本会の目的を達成するために必要なその他の事業。

### 第4条（事務局）

本会は、事務局を設置し、その所在地を本会の所在地とする。本会の所在地となる事務局の住所および連絡先は、別に定める。

### 第5条（委員会・部会）

本会は、その事業を遂行するために必要ある場合は、委員会・部会を置くことができる。

## 第2章 会 員

### 第6条（種別）

本会の会員は、次の通りとする。

- (一) 正会員 ラテンアメリカおよびその関連地域を研究する者で理事会が入会を承認した者。
- (二) （削除）
- (三) （削除）
- (四) シニア会員 年齢65歳以上、かつ本学会の在籍年数が20年を超える会員で、理事会が承認した者。

### 第7条（入会・種別変更）

1. 正会員として入会を希望する者は、正会員1名の推薦により、所定の申込書を提出し、理事会の承認を受けるものとする。
2. シニア会員への種別変更手続きについては理事会が別に定める。

### 第8条（機関誌の配布等）

会員は、本会の事業に参加し、機関誌など学会刊行物の配布を受ける。

### 第9条（会費）

会員は、別に定める会費を納めなければならない。

### 第9条の2（休会）

（削除）

### 第10条（退会）

会員で退会を希望する者は書面により、理由を付して本会に提出しなければならない。

### 第11条（除名）

理事会は、会員が次の各号に該当する場合、議決をもってこれを除名することができる。

- (一) 会費を連続して2年間、無届けで滞納した場合。
- (二) 本会の名誉を著しく傷つけた場合。

### 第12条（役員）

本会は、次の役員を置く。

- (一) 理事長1名
- (二) 理事20名以内
- (三) 監事2名

### 第13条（役員の選出）

1. 理事長は、別に定める理事長・理事選出規則にしたがって、会員の投票で選出された次期理事の互選で選出する。
2. 理事のうち15名は、理事長・理事選出規則にしたがって、正会員の中から会員の投票により選出する。選挙権は正会員とシニア会員とがこれを有する。その他の理事は、

理事長・理事選出規則にしたがって会員のなかから次期理事長・理事選考委員会が選出する。

3. 監事は、前年度1月末までに会費を完納した正会員の中から総会において選出する。

4. 理事長・理事の就任に当たっては、総会の承認を必要とする。

#### 第14条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。

#### 第15条（役員の職務）

1. 理事長は、本会を代表し、会務を総轄する。

2. 理事は、理事会を構成し、本会の運営に関する事項を審議し、会計、庶務、会員、編集、総会、研究集会、国際研究交流などの会務を執行する。

3. 理事長に故障がある場合、役員歴の最も長く、次いで年齢の高い理事が理事長の職務を代行する。

4. 理事会は、委員会および部会を設置する。

5. 監事は、本会の会計を監査する。

#### 第16条（役員の交代等）

1. 役員の交代は、改選後最初の総会の終了時とする。

2. 任期途中の役員に欠員が生じた場合、理事会が補充の必要性を審議し、必要と認めた場合は理事長・理事選出規則にしたがってこれを補充する。

3. 任期途中の監事に欠員が生じた場合、総会においてこれを補充する。ただし、欠員が生じた時点から次の総会までに会計監査の必要がある場合には、理事会が補充の監事を任命することができる。

4. 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5. 選挙管理委員会および理事会によって補充された役員は、総会の承認を経ずしてその職務に就くことができる。ただし、任期終了までに総会が開催される場合には、残存する任期について総会の承認を得なければならない。

#### 第17条（顧問）

（削除）

### 第3章 会 議

#### 第18条（役員の招集等）

1. 理事会は年2回以上、総会は年1回以上、理事長がこれを招集する。

2. 理事の3分の1以上から、議題を示して請求のあった場合、理事長は、20日以内に臨時の理事会を招集しなければならない。

3. 理事会の議長は理事長とする。

#### 第19条（総会の招集）

1. 通常総会は、年1回、理事長がこれを招集する。

2. 次の場合、理事長は、臨時総会を招集する。

- (一) 理事長が必要と認めた場合。
- (二) 正会員およびシニア会員の5分の1以上から議題を示して請求があった場合。

3. 総会の議長は会員の互選による。

#### 第19条の2（総会の議決権）

総会の議決権は、正会員とシニア会員とがこれを有する。

#### 第20条（総会の議決事項）

次の事項は、総会に提出して、その承認を得なければならない。

- (一) 事業計画および収支予算。
- (二) 事業報告および収支決算。
- (三) 監事の監査。
- (四) その他、理事会が必要と認めた事項。

#### 第21条（定足数）

1. 理事会は、理事の2分の1以上、総会は正会員およびシニア会員の5分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。但し総会においては、あらかじめ提出された委任状をもって、出席者数に加算できる。
2. すべての会議の決議は、会則第26条に定めるほかは、議決権を有する出席者の過半数をもって成立する。可否同数の時は、議長がこれを決める。なお、重要事項については無記名投票とする。

#### 第22条（議事録）

すべての会議は、議事録を作成し、理事長がこれを保管する。総会および理事会の議事の要領および決議事項は、会員に通知する。

### 第4章 資産および会計

#### 第23条（資産）

本会の運営ならびに事業は、次の資産によって行うものとする。

- (一) 会費。
- (二) 事業に伴う収入。
- (三) その他の収入。

#### 第24条（事業および会計）

理事会は、前年度の事業報告とともに収支決算を作成し、総会の承認を求めるものとする。但し、収支決算については、監事の監査を受けなければならない。

#### 第25条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

## 第5章 会則の変更

### 第26条（会則の変更）

1. この会則は、理事会および総会において、それぞれの出席者の3分の2以上の賛成の議決によらなければ、変更することができない。
2. 会則の変更議決を予定する理事会および総会の招集通知にはその旨が記載されなければならない。

### 付 則

1. 本会の会費は、次の通りに定める。

正会員 年額 7 千円（但し、正会員が別に定める学生会員または早期キャリア会員の場合は、年額 3 千円とする）

シニア会員 年額 3 千円

2. 会費の改訂は、理事会の提案に基づき総会が定める。
3. 運営委員は、理事長が正会員の中から任命する。運営委員は、理事会を補佐する。
4. 本会の事務局の住所および連絡先は、次の通りに定める。

〒162-0801 東京都新宿区山吹町358-5 アカデミーセンター

メールアドレス [ajcl-post@as.bunken.co.jp](mailto:ajcl-post@as.bunken.co.jp)